

# 申告相談が始まります

平成27年分の所得税と平成28年度分の市民税・県民税の申告相談が始まります。平成28年1月1日現在において、にかほ市に住民登録している方の平成27年1月1日から12月31日までの期間に得た所得が申告対象です。それぞれの地区指定日に正しく申告ができるよう、記載事項をよく読んで準備をしてください。



◆相談期間 / **2月5日金 ~ 3月15日火**

## 所得税・住民税の主な改正について

### ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、申告をすることなく、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。

- ・所得税・住民税申告が必要ない給与所得者等
- ・平成27年4月1日以降の寄附
- ・寄附先団体が5団体以内

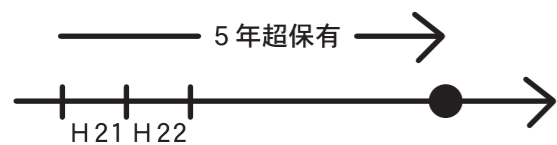
なお、この特例を申請した人が確定申告を行う場合は、申告書に記載の税情報が優先されるため、必ず寄附金受領証明書を持参のうえ申告手続きを行ってください。

### ◆平成21年・22年に取得した土地等の

#### 長期譲渡所得1,000万円特別控除制度の創設

個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等を、その年の1月1日において5年を超えて所有したのち譲渡した場合、その譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。

#### 【参考例】



土地を4,000万円で購入し、5,000万円で売却した場合、譲渡益1,000万円ー特別控除1,000万円＝課税所得0万円  
※平成21年度の税制改正により創設された特例

### ◆所得税の最高税率引き上げ（改正分のみ記載）

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
1,800万円超	40%	1,800万円超～4,000万円以下	40%
		4,000万円超	45%

## 所得税の申告が必要な方

- ①事業（自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託）をしている方
- ②給与所得者で、年末調整を済ませていない方
- ③給与所得者で給与以外に20万円を超える所得がある方
- ④2カ所以上から給与の支払いを受けている方で主たる給与以外に20万円を超える給与収入がある方
- ⑤給与収入が2,000万円を超えた方
- ⑥給与の性質を有する支払いを受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方
- ⑦給与支払い時に正しく源泉徴収されていない方
- ⑧公的年金収入が400万円を超えた方
- ⑨不動産収入（家賃、小作料、地代等）があった方
- ⑩土地や建物を売り、譲渡所得があった方  
※高速道路や国道・県道・市道等の用地として土地や建物を譲渡した場合、その所得には所得税がかからないことがあります。住民税の申告は必要です。
- ⑪所得控除（医療費控除等）、税額控除（住宅借入金等特別控除等）の申告により還付を受ける方など

## 住民税の申告が必要な方（上記①～⑩以外の方）

- ⑫給与所得者で給与以外に収入のある方
- ⑬公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外に収入がある方
- ⑭所得の有無にかかわらず次の方  
国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者（世帯全員の申告が必要となります）
- ⑮所得および課税証明書を必要とする方（他市町村の人に扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者など）



## 申告相談時の注意点

確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付されている方はそのままお持ちください。

事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その内容を確認できる領収書等も持参してください。収支をまとめていない場合は申告を受けないこともあります。

申告を行わない場合、国民健康保険税の軽減措置を受けられなかったり、所得証明書が発行できませんので、忘れずに期限内に申告を行ってください。

扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料（後期高齢者・介護保険料等）は申告者の控除とはなりません。

### 【直接税務署へ申告される方へ】

確定申告書用紙の第2表に「住民税に関する事項」欄がありますので、こちらの記載も忘れずをお願いします。

特に、16歳未満の扶養親族を年末調整時に申告していながら、確定申告書にその記載がされていないと、住民税上の扶養親族とならない場合がありますのでご注意ください。

## 医療費控除の申告について

平成27年中に支払った医療費の合計が、下記のとおりで控除となる金額以上であれば、医療費控除を受けることができます。

また、生計を一にする親族のために支払った医療費も、本人分として合算することができます。また、健康保険組合や生命保険などから医療費補てんされた場合（高額療養費、出産育児一時金、入院給付金、高額介護サービス費など）は、その金額を対象の医療費から引いてください。申告の際は合計金額を記載した計算書（期日・医療機関・個人毎に集計）と領収書を持って会場にお越しください。

### 【医療費控除対象額】

総所得額	医療費控除となる額
200万円未満の方	支払い医療費合計のうち総所得×5%を超えた額
200万円以上の方	支払い医療費合計のうち10万円を超えた額

※医療施設まで公共交通機関（バス・電車）を使用した場合は、交通費も医療費控除の対象になります。

## 医療費控除の対象とならないもの

健康診断、人間ドッグ、インフルエンザ予防接種など「治療」でないものは控除の対象になりません。

## 申告相談に必要なもの

対象	持参するもの
すべての方	印かん（スタンプ印不可） 申告書用紙（送付されている方） 通帳など口座番号のわかるもの
給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票（コピー不可） ※源泉徴収票が無い方は収入がわかるもの
事業収入があった方	収支内訳書および収支を確認できる帳簿類、領収書控え、事業用預金通帳など <b>【農業所得がある方】</b> 収支内訳書を必ず作成・持参してください。また、農作業を委託（小作）している場合などは領収書等が必要になります。 農協へ出荷等されている場合、取り引き状況が科目ごとに整理された購買明細書の発行を受けることができます。
雑所得があった方	収入額を証明するもの（支払い調書など）および必要経費の書類
医療費控除を受ける方	平成27年中に支払った医療費に関する領収書および計算書
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書、国民年金保険料の控除証明書など
生命保険・地震保険控除を受ける方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
障害者控除を受ける方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
寄附金控除を受ける方	寄付した団体から交付を受けた寄附金受領書

## 問合先

税務課市民国保税班	☎ 43 - 7505
金浦市民サービスセンター	☎ 38 - 4300
仁賀保市民サービスセンター	☎ 32 - 3030
本荘税務署（自動音声案内）	☎ 22 - 2335